

平成27年度世田谷区公契約適正化委員会（第2回） 会議録

1. 会議名称 平成27年度世田谷区公契約適正化委員会（第2回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 平成27年5月25日（月）午後4時～午後5時30分
4. 開催場所 北沢タウンホール9階企画室
5. 出席者
委員
中川会長、永山副会長、五十嵐委員、児玉委員、小部委員、竹内委員、田村委員、豊田委員、三浦委員
事務局
本橋財務部長、梅田経理課長、田村契約係長、高橋、村上、林田、小野塚
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由
会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
（世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）
8. 会議次第
 1. 開会
 2. 議題
 - （1）副会長の選任
 - （2）諮問
 - （3）今後の進め方等について
労働報酬専門部会
入札監視委員会
 - （4）その他
 3. 閉会

平成 27 年 5 月 25 日

世田谷区公契約適正化委員会（第 2 回）

会長 それでは、第2回公契約適正化委員会を開催させていただきます。

前回お見えにならなかった三浦委員が本日おいででございますので、一言御挨拶をお願いいたします。

(三浦委員の自己紹介)

会長 それでは、お手元の次第に従って進行させていただきます。

まず、資料の確認を事務局のほうからお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料の御確認をさせていただきます。

まず、A4の1枚で次第がございます。続きまして、A4の2枚つづりで「世田谷区公契約適正化委員会について」という資料、また、A4の2枚つづりで前回の公契約適正化委員会の議事概要がございます。

資料につきましては以上です。何か御不足のものがあれば、今お持ちします。

委員 議事概要はこれでいいんですけども、議事録は別に出るのでしょうか。

事務局 議事録につきましては、本日御用意していませんけれども、これはあくまでも議事概要という形で皆様に御提供させていただきます。

委員 議事録は別途出るのですか。

事務局 それも含めて、うちのほうで全文の議事録はお手元には御用意差し上げていませんので、議事概要という形でごらんいただければと思います。

委員 というのは、先の公契約条例制定検討委員会的时候には、かなり詳しい議事録を、もちろん事前に委員の皆さんの意見を入れた上での議事録ですけども、それをホームページで読めるようにして、議事内容がわかるようなものがありました。どこまで開示するかは別として、とりあえずこの概要のほかにあるのかどうかということを知りたい。

事務局 公契約のあり方検討委員会がホームページで公表しておるのは議事概要で、やはりこのような要点だけを入れた形でやっております。議事録につきましては、委員の皆様事前に御確認をいただいた上でやっておりますけれども、前回は第1回目ということでしたので、とりあえず第2回において議事録についての取り扱いとかもやっていただくようなお話もございましたので、とりあえず1回目は議事の概要ということで委員の皆様御提供差し上げています。

委員 これはいいのですけれども、議事録は別途出すのかどうかです。

会長 別途作成する予定があるかどうかということですよ。

事務局 本日は速記の方もお見えになっておりますので、一応こちらのほうで議事録は作成する予定になっておりますけれども。

委員 了解です。

会長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。本日の議題は、ここに記載の「副会長の選任」、「諮問」、「今後の進め方等について」、「その他」ということでございます。

(1)の副会長の選任に入る前に、ただいまちょっとありました議事概要の2ページ目に労働報酬専門部会と入札監視委員会について幾つか御意見等をいただいていたところがございます。この労働報酬専門部会と入札監視委員会のあり方につきまして、最初に事務局から御説明をいただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、事務局からよろしく願いいたします。

事務局 それでは、前回御議論を踏まえまして私のほうから御説明させていただきます。前回の公契約適正化委員会における部会等のあり方につきまして、労働報酬部会と入札監視委員さんと同じような立場でという話をさせていただいたところ、各委員さんからさまざまな御意見をいただきました。それをもちまして、私どもは副区長、区長にその話を通しまして、やはり区としては労働報酬部会あるいは入札監視委員、しかも入札制度のこれからの改正であるとか御議論をいただくという車の両輪はそのまま動かさませんよというのが上のほうの判断でございます。その中で、この前御議論いただきました公契約制度の中での部会としては、あくまでも労働報酬部会、入札監視委員については、今までの設置要綱のもとにより、入札監視委員という形で別になりますけれども、この適正化委員会につきましては入札監視委員のメンバーとして入っていただく。そういう形で上のほうの判断もいただきましたので、そのような形で進めさせていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

会長 前回の委員会でもいろいろと御意見ありましたけれども、ただいまの事務局からの御説明につきまして、何か御質問、それから御意見を願います。

委員 私の個人的な意見として、私は労働報酬専門部会に加入したいというつもりで来ているんだけれどもというお話について、今の関係で私はどうなるんでしょうか。

事務局 それにつきましては、これからの議題の中で部会の選任は説明させていただきたいと思っております。ですので、今は入札監視委員と労働報酬部会、前は同じくくりの中の部会、部会というお話をさせていただきました。今回は、あくまでも部会としては労働報酬部会、その外に入札監視委員はありますけれども、この大きい適正化委員会につきましては、両方で区の報酬部会と入札制度の改善を話し合っただけであればということやっておりますので。

委員 今回の私の議題はどこに行くんですか。この議題のどこに入っているんですか。

事務局 次第の(3)「今後の進め方等について」に労働報酬専門部会とあります。ここのところで説明をさせていただきます。

委員 きょう前回の議事録をいただいたように、そのところが大変議論になってこの四角い箱になっているわけで、私はきょうもここを抜きに議論は始まらないと思いますよ。ここのところからやってくださいよ。副会長の選任もそうだと思うんですよね。ここの問題をどうするかによっていろんな結論が異なってくるわけで、これを3番ではなくて1番にやっていただきたいと思います。

だって、前回その議論に一番時間がかかったんですよね。この表のように意見が分かれているわけですから、これについてどうするかというのを1度やっていただいた、それがこの委員会の性格や役割を、諮問をいただく前に議論しておかないと、諮問とシステムがかみ合わないかもしれないですよ。システムの問題をきちんと議論していただいた後で諮問を受けて、その上でどうするかと決めていかないと。そうしないとおかしくなりませんか。

会長 ただいまの御意見は、議事概要2ページの1番目の問題、これは労働報酬専門部会と入札監視委員会相互の関係の話で、それは今事務局のほうからお話が1つあった。それから、2つ目のところが部門ごとに委員はどうあればいいのかということに関してのお話で、これについても前回の持ち越しであるから本題に入る前にそれなりの方針をと。

委員 いやいや、それが本題じゃないですかと。それがきょうの本題なんです。前回の一番もめたところなんですから、そこを抜きにして別な議題に行くのがおかしいじゃないですかと。それで、検討してくるといってお話なんですから、検討した結果をお話してくださいよ。

会長 という御意見ですけれども。

事務局 今の意見で、労働報酬部会の区長の任命というか、この前いただいた御意見による、(委員名)の私は労働報酬部会のほうのという、そのメンバーを先に発表したほうがという意味で捉えてよろしいでしょうか。

委員 4つ議題があるんでしょう。前回意見が4つここに整理されているわけだから、この整理を先に答えてくださいよ。それについて質疑応答した上でないと、新しい議案に行けないのじゃないですかと私は申し上げているんです。

事務局 それでは、今そういう話がございましたけれども、会長、そのままよろしいですか。

会長 はい。

事務局 それでは、まず前回御議論でかなり時間を費やしました部会の関係

でございます。これにつきまして私ども区のほうでは、労働報酬部会のメンバーですけれども、学識経験者枠として、元世田谷区公契約のあり方検討委員会委員の永山委員、弁護士の小部委員、事業者代表に世田谷建設協会の五十嵐委員と、世田谷建設協同組合の豊田委員、労働団体代表に公契約推進世田谷懇談会の児玉委員と連合世田谷地区協議会の田村委員にお願いしたいという考えを持っています。以上です。

委員 入札監視委員会のメンバーはどうなんですか。

事務局 入札監視委員会のメンバーは、中川委員、三浦委員、竹内委員にお願いするような形になるかと思えます。以上です。

委員 了解しました。

それで、傍聴の問題だとか入札制度の改善の問題はどうなったんですか。

事務局 傍聴につきましては、まず入札監視委員のほうはかなりいろいろな問題がございますので、現時点では傍聴はしていない形をとっております。ただし、この公契約推進委員会及び労働報酬部会については、各委員の御意見、議論をいただきながら、傍聴オーケーとするのか、議事録の開示はどこまでするのかを決めていただければと思えます。

委員 入札制度全体の改善についてはどういうことになったんですか。

事務局 これにつきましては、当然部会と入札監視委員さんがございますので、この適正化委員会の中でそういった問題を御議論いただくような形になるかと思えます。

委員 了解しました。

4つ目の問題は。

事務局 これにつきましても、部会のほうでさまざまな御議論が今後出てくると思えますので、それによって私ども世田谷区のほうで取り入れられる情報なりなんなり、できる範囲ではやりますけれども、全てができるわけでもないかもしれませんけれども、その辺は部会員も、今私のほうでこの方たちはどうでしょうかという投げかけをしておりますので、その中で部会のほうと調整させていただければと思えます。

委員 わかりました。

委員 もう1つ、細かいことですが、入札監視委員会のこれまでの過去の議事録を拝見することは可能ですか。

事務局 入札監視委員会の場合は、議事録は公表していませんので議事概要になると思えます。

委員 それは、きょう見ている議事概要ぐらいのものですか。

事務局 そういう形になると思えます。

委員 そうすると、それ以外の資料等は拝見可能なのでしょうか。

事務局 当然、大きい適正化委員会になりますので、出せる範囲であればこの委員会の中で会長とも相談しながら出していく。入札監視委員のほうの会長とか委員さんとお話をしながら出していくような形はできると思います。

委員 入札監視委員会の会長は、現在中川委員がやっておられるのでしょうか。

事務局 そういう形です。

委員 中川委員の許可によってどこまでを。

会長 きょうこういう体制にして、入札監視委員会は別立てでいくと。実は、我々の任期は3月31日で一応終了している形になっていますので、新たに入札監視委員としての任命が行われて、その中で会長が再度決まります。

委員 決まったのですか。

会長 いえ、まだ開かれていませんから。このところに置くという形で、これが定まりませんでしたから、入札監視委員会はとりあえずことしの3月31日で、これに引き継ぐような形にはなっている。引き継ぐというか、この公契約委員会の中に置かれるような形になっていましたから。

委員 そうですか。

事務局 前回、部会が2つということで、ただそれによっては公契約条例の設置条例と違うよという話がありましたので、今回、私が今説明させていただいたのは、あくまでも部会については報酬専門部会で、入札制度監視員のほうは監視員として別組織でございますけれども、たまたまその入札監視委員の委員さんにもこの適正化委員会のほうに入っていて、全体、部会のほうの御意見と、区の入札制度にかかわる問題をここで議論していただく、そういう形のものでございます。

委員 前回のと表がちょっと違っているんですよね。図式ですかね。これで見ると限りでいくと、適正化委員会の外にあると理解していいですか。

事務局 そうですね、前は私どもの適正化委員会の中に、入札監視委員という部会と労働報酬部会と2つつくるような形をとっておりましたが、前回のときにそういった御意見が出ましたので、私どもとしては入札監視委員は監視委員として、枠の外ですけれども、どうしても世田谷区の入札制度を考えたときに、報酬部会だけではなくて、入札制度全体も両方で考えていただきたいということで、今回も枠の外にはしていますけれども、この適正化委員会の中では両方の御意見を聞きながら議論していただいて答申をいただきたいという考えになっております。

委員 別な角度から言うと、入札監視委員会のメンバーはもう定まっているのですか。

事務局 ですから、入札監視委員のメンバーは、先ほど申し上げましたけれ

ども、中川委員と三浦委員と竹内委員に、これからというかお願いして発足するような形をとっております。

委員 私の理解では、公契約条例の適正化委員の中に入札監視という機能、役割は全く何もはっていないのですね。

事務局 ですから、今回は同じ部会のあれでしたけれども、どうしても区としては労働報酬部会という中でのお話と、入札制度全体の問題がございますので、適正化委員会の中で両方の方に御議論をいただいて答申をいただきたいと、そういう形でございます。ですから、別という形ではあるんですが、あくまでも最終的には全体、部会も含めまして答申をいただきたい。

委員 だから、入札監視委員会の人は、それは別な委員会がつくられてそこで議論をされるんだけれども、同時に、この適正化委員会の中で入札問題について造詣が深いので議論に参加いただく、そういうことでいいですか。

事務局 そういう形で結構です。

委員 そうすると、どうも設置規則の中に何も無いのが、部会だけの形でできるというのはどういうことでしょうか。

事務局 設置規則の中にはないんですが、世田谷区の入札制度と捉えたときに、あくまでも労働報酬部会だけの議論ではなくて、区長も含めたうちのほうで検討した中で、やはり労働報酬部会もそうですけれども、入札制度全体のことも考えていただきながら進めていきたいというのが我々の区としての考えです。あくまでも入札監視委員のほうは部会ではなく外枠の設置要綱になりますけれども、こういった適正化委員会については同じメンバーで、同じこういうテーブルの中で、部会のほうの御意見と、入札監視委員のほうの御意見、両方を御議論していただいて答申に持って行っていただければ、そういう考えでございます。

ですから、設置条例という形もありますけれども、両方とも入札監視委員は監視委員で設置要綱がございますし、その要綱に基づいて入札監視委員さんがいて、今度は適正化委員会の前に区長が任命する労働報酬部会もありまして、大きくくくって適正化委員会という形にさせていただいて、その中で部会が御議論いただいたこと、あるいは入札監視委員のほうで御議論いただいた入札制度の関係、それをここの適正化委員会全体で御議論いただいて区のほうに答申をいただきたい、そういうことでございます。

委員 そうしますと、私ども事業者代表で入っているんですが、私どももその入札監視委員会に物申すことはできるということですか。

事務局 例えば、これはまたここでの決めになりますけれども、入札監視委員さんのほうでこういった問題がありますよという中では、この適正化委員会の中でもう両輪になっているわけですから、この辺についてはどうなんでしょう

うかとか、そういう形では当然御議論いただくような形になると思います。

委員 私が望ましいやり方だと思いますのは、現在の適正化委員会というのが、とにかくこれは全員委員としてくくられているわけです。けれども、その中に労働報酬専門部会が置かれると。これは条例の素直な理解です。その上で、入札に関する特別な問題がある場合には、この委員会全体で適正化委員会ですから、議論すればそれで今のお話は賄えるのではないかと思うのです。条例の設置要綱の中にも施行規則の中にもございませんし、あえて入札監視だけを分ける必要はないのではないのでしょうか。

事務局 ですから、公契約条例の中の設置条例では労働報酬部会になっておりますが、私どものほうでは今まで入札制度監視委員会という設置要綱を持っています。ですから、この前お話をさせていただいたときには、適正化委員会の中に部会を2つという中で、皆さんの御議論の中でそうはなっていないよという話の中で、私どもとしては本来であれば両方を考えていただきたいという形で部会的なことを言わせていただいたんですが、設置要綱的にどうだいという話だったので、今回はあくまでも適正化委員会の中の部会としては労働報酬部会と。ただし、入札制度の改革もございますので、入札監視委員は別に設置要綱がございます。そこで、設置された入札監視委員さんもこの適正化委員会の中に含めていただいて、全体で世田谷区の入札制度を、労働報酬部会と、あるいは入札監視委員会さんのほうで考えていることと、その辺をこの適正化委員会でまとめて、先ほどから申し上げているように全体を考えていただいて答申をいただきたいと。

先ほど（委員名）からもございました、部会のほうで監視委員のほうの関係について何か言えるような感じ。ですから、両方のそういった御議論いただいたものを、この適正化委員会で御議論していただくと。その中でよりよい世田谷区の入札制度を考えていくというように大きく捉えておりますので、今言ったように適正化委員会の部会としては労働報酬部会だけになりますけれども、そのほか別に設置します入札監視委員会の委員さんも適正化委員会に入っていて、全体で世田谷区の入札制度を御議論いただいて答申をいただく。それが副区長、区長のほうからの命でございますので、そのような説明をさせていただきます。

委員 確認ですが、入札監視委員会の委員のメンバーは3人で、それ以外のメンバーは、聞く資格があり、あるいは発言の資格はあるけれども意思決定には加われない。分けるのはそういう意味ですか。

委員 もともとこの組織じゃないんだよ。

事務局 適正化委員会の組織ではないので。この前は適正化委員会の組織的なことを考えましたけれども、その中で、それはおかしいのではないかという

ことで御議論がございましたので、私どもも再度確認させていただいて、適正化委員会の中の部会としては報酬部会と。入札制度監視委員会につきましては、設置要綱で別ですと。ただし、適正化委員会という大きいくりの中で世田谷区の入札制度を考えて議論していただきたい、それをもって答申に充てていただければということでの説明です。

委員 要は、入札全般についてはここでやるということなんでしょう。入札監視はもともと個別の入札契約自体が適正なのかどうかというのをやるところなわけですね。そうではなくて、入札全般はここでやるということであれば、僕は理解できます。

事務局 ちょっと私が言葉足らずだったかもしれませんがけれども、今（委員名）が言ったように、入札監視委員さんのほうは、当然個別の案件、これがオーケーかどうか、それも含めましてさまざまな御意見も出ますので、最終的にはそういうものをこの中で御議論いただいて答申まで持って行っていただければということです。

委員 入札監視委員会というのは、あくまでも入札が適正に行われるかどうかをチェックする機能。例えば、この制度が悪いとかという課題解決をそこで議論する場ではないですよ。多少はあるんでしょうけれども。

事務局 多少は当然出てきます。

委員 それは当然、こうしたらいいじゃないかと区長とか副区長には行くけれども、それも含めた全般でこの公契約条例適正化委員会のほうが、そういう課題解決に向けた効力というか議論する場としてはでかいものになる。

事務局 でかいというか、ここで区長に答申いただくわけですから、当然入札監視委員さんのほうで個々の入札、これはちょっとおかしいのではないかと、この随契はおかしいのではないかとという報告を受けながら、こういうことがないように、当然入札監視委員さんですから、こういうようなことをやってみたらどうですかと、そういう御議論も当然出てきます。それをもとにこの中で、労働報酬部会もそうです、部会の中でさまざまな御議論が出ると思いますので。

委員 労働報酬部会のことは話さないほうがいいです、わからなくなっちゃうので。

事務局 それもありますから、それをここで議論していただいて答申をつくっていただくという形です。

委員 そういうことですね。

会長 いかがでしょうか。今のお話をちょっと補足しますと、入札監視委員会のほうでも、監視委員会自身は出てきたもの、結果に関するコメントをします。ただ、入札制度そのものに関して幾つか区長に答申したいとか、することがあるわけですが、その中で、ここできちんと議論したほうがいいようなも

の、それはいろいろなものが出てくるとは思うんですが、それは場合によるとこの労働報酬の問題とも絡んできたり、いろいろな絡みが出てくるようなものに関しては、この全体で議論をしていくと私自身は理解をしています。

委員 確認です。私は入札監視委員をやっていたんですけども、入札監視委員というのは、そもそもは競争性があるとか、公平性があるとか、公正であるかというチェックだけなので、では安ければいいのかという話が最近毎年出てきているわけですけども、そこでの話、議論というのは多分できないわけですね。そこで、単に安ければいいというだけではないだろうし、例えば、最近出ているのは災害のときに協力するところにもう少しポイントをといるわけですけども、あくまでも、当初期待された入札監視委員というのは、ちょっと随意契約にしてはおかしいのじゃないのとか、99.何%のところは何社あるのはいかがなものかとか、そこが多分最初の目的だったので、労働者にある一定のものを確保するとか、そこまでは踏み込めなかったんで、それをやろうというのが公契約適正化委員会になるのかなという理解なんですけれども。

事務局 まさにそのとおりでございます。

会長 いかがでしょうか。

委員 適正化委員会は、全く入札監視あるいは契約に関する事項は議論しないのかという不安があったものですから、何度も確認をさせていただいたということです。その入札監視委員会というのは、ある非常に限定された案件を議論する場であって、それも議論するけれども、それ以外の部分も全般的な議論はするという（委員名）のお話があったので、それでオーケーということであるならば、委員会の設置とこのかわりが何となくすっきりしませんけれども、それはそれで1つの考えではあるかと思えます。やってみようということです。

会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。前回からの宿題になっていた点に関しまして、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

会長 ありがとうございます。それでは、本日の議題のほうに移らせていただきます。

1番目の議題が副会長の選任ということですが、いかがでございましょうか。こうしたらという御意見はありますか。

委員 前回いろいろ私も意見を申し上げたんですが、御本人がいらっしゃらなかったんで私のほうできょうにしたらというお話をしました。今、適正化委員会の位置づけと入札監視委員会の位置づけが明確になって外に出たということですので、私は会長は両方を兼ねていただくということで構わないと思うんですが、副会長については労働報酬専門部会の中から選ぶべきではないかなと。

というのは、この答申の2つ、基本的な答申の1つは労働報酬専門部会の意見を反映しながら、この委員会でいわゆる最低賃金ですね。適正な公契約上の賃金は幾らにするかというのが一番どの委員会でももめるということで、そのために部会を構成していると。そこにいる人が1人副会長として参加して、全体答申のこの部分について責任を持ってもらわないと、この部門の中でやり合った人が1人ぐらいいないと答申に反映しないと思うんですね。もちろん、それ以外の先ほど言った入札制度の改善や、その他契約書の問題だとか、周知の方法だとか、あるいはチラシをつくるとか、そういう問題についてはそれぞれ議論は全体でできると思いますが、少なくともこの専門部会の中から副会長を1人選んでいただきたいということで、前回のお話で言うと、私はこの委員のリストを見ていただくと、元世田谷区公契約のあり方検討委員会の委員をされてきた永山委員がふさわしいのではないかなと思うので、そういう形でしていただければと思います。

会長 ただいまこの公契約適正化委員会の性格等も含めると、労働報酬専門部会にかかわられる委員の方の中から副会長を選任したらどうだろうか。その中のお1人の候補として、条例制定のときからいろいろと御尽力いただいた永山委員がどうだろうかという御推薦がございましたけれども、ほかはいかがでしょうか。

委員 特に反対意見がなければ、それでお願いしてはどうでしょうか。

委員 もしよければ。

会長 それでは、副会長でございますけれども、永山委員ということで皆様の御賛同が得られたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 では、永山委員、よろしく願いいたします。

それでは、永山委員から一言簡単にお願いたします。

委員 この適正化委員会が本格的にスタートしているわけですがけれども、やはり初めてのことなので、いろいろ事務局と委員会の関係はもちろん大事なことです。加えまして、この委員会ができるまでのプロセスは、やはり事業者の団体の方々、あるいは労働組合の方々、それから、余り表には出ておりませんが、やはり区民の皆さんにどういうつながりを持つかということが非常に重要なことです。そういうものをにらみながら、この委員会がまさに適正な公契約条例の遂行を、三方よしか四方よしか、いろいろ要素はたくさんございます。難しことですが、適正な運営が可能になるよう努力をさせていただきたいと思います。ぜひ皆さんの御協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いたします。

会長 それでは、次の議題に入らせていただきます。

2つ目が諮問ということでございますが、保坂区長から当委員会に諮問が出されております。本日、保坂区長は公務でおいでになられないということでございますので、事務局からよろしく願いいたします。

事務局では、先に諮問の資料を配付いたします。私のほうから読み上げさせていただきます。

諮 問

公契約の適正な履行を確保するために必要な施策について

区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための入札制度改革について

世田谷区は、公契約について、その時々々の社会経済情勢を踏まえ、競争性、経済性、公平性、透明性、履行の質の確保などを目的として、必要な制度改革を行ってきました。

一方、公共事業を巡る事業者間の競争は激しく、事業者が置かれた厳しい経営環境や、不安定な雇用によって低賃金労働者が出現するなど、労働条件の悪化も顕著となりました。近年、建設需要の拡大から一時より改善の兆しがあるものの、若い就労者を次世代の担い手として確保できない状況は続いています。

さらに、高齢化や若年層入職者の激減に伴う技能労働者の不足は、中長期的な視点から、放置することができない課題となっており、今後益々増大することが想定される公共施設のメンテナンス工事をはじめ、公共事業の品質確保のためにも直ちにその対策に取り組まねばならない状況にあります。

公契約条例には「労働報酬下限額」を定めることにしました。事業者には適正なチェックシート提出を求める一方、これを遵守するように促し、特定の罰則を設けていません。条例がつくる新たな手続きや実務の中で、実効性のある運用をいかに定着させていけるかが大きな課題であります。

一方で区は、事業者の経営環境が改善され、労働条件の改善と車の両輪となる入札制度改革を推進していきます。この改革を狭義の入札条件のみにとどめず、公契約のあり方や地域貢献など多角的にとらえ、よって地域循環型経済の中で事業者が発展していくことを望みます。事業者が安定した状況に置かれることで、適正な賃金の支払いなど労働者の労働条件が守られ、もって、公共事業の品質が確保され、最終的には区民の福祉が増進されることを目指しているところです。

こうした意味をこめて、条例第6条第2項の規定に基づき、「公契約の適正な履行を確保するために必要な施策に関する事」と及び「区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための入札制度改革に関する事」について諮問いたします。

平成27年 5月25日

世田谷区長 保坂 展人

事務局 代読させていただきました。以上です。

会長 2点ほど区長のほうから諮問事項が出ております。この2点の諮問事項を中心に、この公契約適正化委員会では議論をしていくと。私自身からしますと、これだけにとらわれずに、いろいろと関係してくるところもあるかと思いますが、区長への答申等に当たってはこの2点を中心に対応していくということでございます。

この諮問につきまして、何か本日の段階で御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

委員 1番目の「適正な履行を確保するために必要な施策」というのは、条例に明記されていることにとどまらず、当然履行するに必要なあれこれの問題があるので相当幅広いかなと思っておりますが、多分一番大事なことは、この制度が業者の方々あるいは労働者の方々に正確に伝わることだと思うんですね。そこのところはマニュアルとか、ポスターとか、チラシとか、他区でいろいろやられていることなどを取り入れながら、どう成功させるかということが1つだと思うんです。

もう1つが、やはり契約書ですね。公契約の契約書そのものをどうするかということと、その中にどういうことを書き込んでいくか。あわせて、その書き込んだことをどうやって実際されたかどうかチェックしていくということで、やっぱり契約書の作り直し、それからチェックシートが実効性あるものになっているかどうかというあたりが極めて大事かなと思っております。

もちろん、3つ目の問題としてここに書いてある労働報酬下限額を適正に、適正というより、いわゆる世田谷らしく決めるということが大事かなというあたりで、結構1は大事かなと。

ただ、2のほうは我々勉強不足で、先ほどお話しいただいたように、これからむしろ利用者団体の方々からそれぞれ御提案いただくのと、(委員名)を初めとしてやってこられたことの経験を踏まえてレポートか何かを出していただかないと、多分労働組合と、私個人は余り入札問題に詳しくないので、むしろレポートをつくっていただいて問題提起していただいて勉強させていただくことになるのかなという感じがして、その意味では相当早くから議論しないといけないのかなという感じがしています。以上です。

会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

委員 今、(委員名)が御指摘されたことで、そのとおりです。それにかぶせることはそう多くはないのですけれども、できれば具体的にどこまで踏み込

めるかという議論です。例えば、この条例ができるまでの間、入札にコンピューター入札など入札方法の多様化が進み、受注企業が区域的に広くなり、コンピューター入札が可能な企業がどんどん入れてくる。そんな時代です。しかし地元の建設産業振興とのバランスの取り方は、方法的にも難しいと思います。

よその区を見ますと、入札資格の中に地域に本社機能を置くことという地域要件を入れ、あわせて地元雇用をふやす。あるいは地元下請事業者を活用する、そういう趣旨が書かれています。その意味で、地域経済の活性化とあわせて、地域循環型経済をどう具現化するかが非常に重要なこととなります。例えば、最近も大きな契約があり、それは学校の工事入札で、落札している事業などがございませぬ。その辺は具体的に今回の公契約条例実施に関してこの諮問に応えることをやられたのかどうかについて、実状をお話しただけですか。区が何かそういうことをお考えになった上でやっておられるのですか、この4月から。

事務局 この4月からはちょっとあれですけども、今大きい工事の話が出ました。現状では、ここに書いてあるようにチェックシートで確認をさせていただくんですけども、一応今までの入札のやり方の形で大きい工事について現在はやっているところがございます。

委員 従来どおりということですか。

事務局 従来どおりです。

委員 そうすると、公契約条例ができて何か変化はないということですか。

事務局 変化としては、やはりチェックシートですね。要するに、そういった公契約条例自体が4月1日から施行されておりませぬので、そのチェックシートを出していただいて、それをホームページあるいは窓口で公開するという形で、各事業者の方々をお願いする形で今進めているところです。

委員 窓口で、入札の際にそれを示すということですか。

事務局 いや、契約の際に、落札の事業者にチェックシートを渡させていただいて、それを記入していただいて、現在区のほうに出してもらおうと。それについては窓口で確認ができるという形を今とっています。

委員 窓口だけの確認ですか。

事務局 今はそういう形です。

委員 近々は、そういうチェックシートを事前に出すとか、ホームページ等で掲載して。

事務局 現状では、うちのほうの公契約条例は今3000万円以上になっていませぬので、チェックシートを今出していただいている感じですか。ホームページについては、まだそこまで議論をしていませぬ。

委員 チェックシートはこういうものですよというのはホームページ上に公開していませぬよね。要は、閲覧をさせることはホームページ上はしてないよ

という意味ですよね。

事務局　そうです、そういう意味です。

委員　窓口に来れば、どこの会社さんがどういうチェックシートを出しているということをお見せしているという理解でよろしいですね。

事務局　そういう理解で結構です。

委員　あとはそのチェックシートを、確かに条例施行前から配付されていることは承知しているんですが、一定、この委員会の中で、それも早い時期に中身であったり、その運用の方法についてはぜひ御議論させていただいて、よりよい、この区長の諮問の中にも、結局他の自治体と比べて大きく違うところでいくと、特定の罰則を今回区はつけなかったと。ただし、この運用の中でその実効性を持たせるのだということが書かれていることから、その運用の仕方についてはぜひ取り組みをしていただきたいということと、やっぱり窓口でチェックシートを事業者の方にお渡しするだけでは、多分そこで働いている方や下請の皆さんには全く伝わっていないだろうなというのが私の感覚でして、その宣伝というか広報、周知という意味では、他自治体の先行事例を取り寄せていただいて、例えばチラシであったり、ポスターであったり、これが適用現場なんだよということを何らかの形で皆さんに周知する方法というのは、これも早急にやらないと、実は条例が施行された以降、もう既にどんどん何カ月もたっていきながら、誰も知らないということになりかねないのかなと思っていますので、今後の新しい議題にぜひ取り上げていただければと思います。

委員　会議の進め方ですけれども、多分、この労働報酬下限額はできるだけ早くスタートして、三者でそれぞれ立場がありますから、できるだけ抑えたいという人たちと、できるだけ高くしたいという、我々学識経験者はちょうど中間ですので、それをやるというのは、これは早くスタートさせていただくんですが、それが決まる段階において1番目の、先ほどの契約書の問題や、それから今出ている周知方法の問題やチェックリストの問題、その他の問題は同時決着すべきじゃないかなと。そういう意味では、労働報酬部会をやりながら、一方で適正な履行を確保するための施策の議論は、これはこれではなければいけないと。あわせて、入札制度についても、その後というわけにはいかないと思うんですね。いわゆる全体委員会を同時並行しながら労働報酬下限額の決定を急ぐというふうにしないと、両方できないと結局役に立たないんですよね。

そういう意味では、3つ並行という言い方はおかしいんですけれども、この諮問の全体は全体でやりながら、労働報酬の下限額はそれはそれで独自に進めていくというふうにはやっていかないと。そういう意味で、多分会議の数が、事務局の方が予定しているより多くなりそうな気がするんですけれども、とりあえず1年目はちょっと割り切らせていただいて、多分2年目からそう必要なくな

ってくると思うんだけど、1年目のところは少し急いで間を詰めてやっていかないと、1年たっても何も答申できないという形になりかねないので、ぜひそういうふうに、予算の問題もあるので私は軽々に言えないのだけれども、少なくともそういう形で3つ、労働報酬下限額の決定と、全体の適正な履行を確保する施策と、あわせて入札制度の改革と3つを同時並行にできるようにちょっと工夫をしていただければと思います。

ただ、前回いただいたものだと、6月ごろにやって、入札問題が11月ごろで、その後全体のになっているので、こんなふうに段階的にいかないのじゃないかなという感じがちょっとしているものですから。

会長 今後の進め方のところの話もございしますが、それとともに、現在の世田谷の入札制度は幾つか種類がございすけれども、それがどのように進んでいるのか。また、その中においてもいわゆる地域限定、それから世田谷のやり方、ほかの自治体のやり方、それぞれいろいろと違っておまして、実績の評価も考えていく場合等々もあると。それとともに、かなり今電子入札がふえてきていて、これはそれ以前のさまざまな談合の問題云々かんぬんから電子入札に変わってきたところがありますけれども、そういう入札の形、それから契約書の中で、もしくは契約条件を出すときにどのような条件を付与しているのかについて、少しこの委員会の中で共通認識といいますか、今の世田谷はこうなっているんだ、もう御存じの方もたくさんいらっしゃるかと思いますが、その共通認識はまず最初にとらないといけないかなとは思っておりますので。

委員 私は全然わからないので。今のも、基本的な制度、仕組みや何かをまず教えていただくのが初めなのかもしれませんね。おっしゃるとおりです、共通認識がないと議論にならない、おっしゃるとおりです。

会長 それとともに、1つのこの場での議論として、ほかのところとどういったところが違っているのかというのが、これは少し比較の問題が入ってきますが、そういったところも順次事務局の方に資料をつくっていただきながら、この場で御議論を進めていくことができると考えておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

委員 それで、具体的にこの委員会の作業ですが、先ほど（委員名）もおっしゃった今後の進め方の問題として、どのぐらいの分量になるのかというのは全く見当がつかないのです。例えば、今年度なり昨年度、現在の工事契約3000万円以上とか、委託2000万円以上という案件が大体どのぐらいの分量が予定されているのか。いつごろそれが動いていくのですか。建築ですと、大体これまでの公共工事の発注を見ていますと山が2つぐらいこぶができるようなのがございすね。どのぐらいの適用案件があるのかというおよその見通しを出して

いただき、公契約の改善提案を無視して一方的に出すのでは実効性が出ません。できましたら大体どのような契約内容なのか。チェックシートなどの実効性をもたせるにはどうしたらいいのか。その方法を検討することがまるで予測がつかないところもございます。ぜひ次の議論にはそのところを詰めたと思います。

契約事案の3000万円以上はどんな種類の工事が出るのか、それから委託等はどんなものがあるのか。また、そこに必要な職種とか、その職種ごとの賃金水準などをどう把握しておられるのか、その資料の提供もお願いしたいと思います。

会長 今のお話の中で、できる範囲といいますか、余り細かい職種のところまではなかなかイメージされてこない、契約するとき書類そのものには出てきますけれども、それをどこまで出していくのか。それから、人工を一体どう設定しているのかというあたりはなかなか見えないところもあるかと思いますが、それぞれ3000万円以上のところでいわゆる一般競争入札であるとか、技術力を評価した上での入札の件数であるとか、そういうものにつきましては今年度のもはまだ恐らく整理がついていないとは思いますが、昨年度ぐらまでのものであれば出てくるかと思えます。世田谷の中で実際の契約の状況がどのようなもので、どれぐらいの規模のもの、そしてそれは例えば営繕関係のものなのか、それとも道路関係のものなのか、どういう種別のものなのかというあたり、そういう形の若干大まなまとめのものになるかもしれませんが、そういうものを最初に出していただいて、さらにその上でこちら辺がちょっとわからないからということで、ここでまた御議論いただいたほうがいいのかとも考えますけれども。

委員 特に、国土交通省が昨年入契法とか品質確保法の改正を行ったり、あるいは建設業法もあわせ改正されました。特に社会保険未加入問題が事業者にも大きな反響もあります。それをどう進めるかについて標準見積書をつくる方法が出ています。まだひな形しか見ていませんが、それについて今年度は世田谷区はどの程度国土交通省の望ましい方向についての対応しようとしているんですか。

事務局 国土交通省の。

委員 国土交通省が具体的にこういう改善をしましょうよという提案をしているんですけれども、それは区としてはどう受けとめておられますか。

事務局 区としてというか、まだそこまでは国交省さんのほうで出したものについて上まではお話というかあれはしていませんので。ただ、契約部門としては国交省からそういうものが出ていますよと。昨年までも、かなり区の入札制度というものは、例えば中間払いであったり前払い金の金額を変えたりとか、

そういう制度改革をやってきておりますので、今のところまだ具体的にこうやっていきますよというのまでは決定していません。

委員 そうすると、上からは来ているけれども、区はまだ……。

事務局 上から来ているというよりも、まだ上とそういう話を議論していないということです。

委員 契約の担当がこの財務部経理課契約係以外のところからの契約もございますよね。

事務局 あります。所管課契約というのもございますから。

委員 そういうものについては、どういうふうに国土交通省の指導改善提案を議論されるのですか。

事務局 ですから、今申し上げましたように、今まで経理課が扱っている大きい契約、それとは別に、今おっしゃったように所管課でやっている小さい契約の両方ございます。それについては、私どものほうでは現在工事であったりとか、そういうものの入札制度の、先ほど申し上げましたけれども、前払い金の金額の変更だとか、そういう改正はしております。ただ、全て、では各所管とどうやっていきましょうかというのは、まだうちのほうでは議論しておりませんので、今後財務部、これは財務部だけの話ではないので、当然私ども副区長、区長からその辺の御意見をいただきながら、各所管とも話をしていく形になると思いますし、財務部として、では今後どうしていましょうかという形になると思います。

委員 希望ですけれども、ぜひ、財務部は財務部でやっています、ほかの部局はほかの部局でお任せしていますという形ですと、なかなか公契約全体を改善していくには時間がかかりますね。何か横串を刺すような取り組みが必要だと思います。

事務局 今申し上げましたのは、私ども経理課の契約の要綱に基づいて、契約担当者が各所管の、例えば世田谷総合支所長であったりとか、そういう形でやっております。経理課が全て各所管に丸投げしているわけではなくて、こういう、例えば随契にしてはこういう形であるようにとか、あるいは見積もりは何社以上とりなさいとか、そういうことは経理課のほうの部門でございますので、全て所管課に任せているということではなくて、あくまでもそういった区の契約の権限のもとが所管部署であったり、支所長であったりと、そういう金額で決まっておりますので、契約サイドで全て丸投げしているとか、そうは私どもは思っておりません。

したがって、今後そういった検討をするに当たりまして、各所管のそういった御意見も聞きながら、経理課として副区長なり何なりに上げて、ではどうしていましょうかという形になると思います。

委員 ちょっと言い方が不適切かもしれないですけども、要するに公契約条例ができて、この担当が財務部経理課ですけども、契約をされる職員にガイドラインが変更可能性があるこの公契約条例制定を含まれていると思うので、それら各関係する部や課に共通認識としてルール化し、周知する必要があるような気がします。

事務局 ルール化というか各所管課契約は権限を任せておりますので、そちらの契約のあり方のところの文書に、4月1日からこの公契約条例が適用されていますという文言をうたっておりますので、各所管についても4月1日から公契約条例が適用されているというのは周知しております。

委員 それはもう周知されているということですね。

事務局 そういう形です。

委員 要は、入札関係所管というのは、契約をする所管だけではなくて、例えば公契約条例が本格始動すると労働者に適正な賃金を払うよという話になれば、当然積算の部門であったり、そういうものが事前に上がっていかないとけない。労働者の支払い義務だけは発生するけれども、実際の積算単価がその前と全く変わっていないということになれば、全くそれが機能しなくなってしまうので、それは営繕であったり、そういう部門も当然これと連動していなければいけないので、そこともちゃんと公契約条例の趣旨を含めて連携する必要があるのかなとは思っていますけれども。

事務局 その辺については、私ども当然建築であれば営繕課が主催しますので、当然営繕課長はこの4月1日から議会で条例可決しているわけですから、それを見ているわけですから、当然営繕課長なりそういったクラスについては4月1日から公契約条例が適用されているという形のもとに、積算というか、そういう中で今後それを含めましてやっていくような形になっていく。要するに、情報は公契約条例については4月1日から交付されているというのは、営繕さんも、例えば土木の担当者さんも課長さんも周知のとおりだと思っております。

ただ、今言われたように再度さまざまな御意見がこういった場所に出ておりますので、何かあるごとには営繕課であったり土木担当課であったりとか、その辺には私ども経理課のほうも4月1日からこのように適用されていますよという話はさせていただきたいと思えます。

委員 今のに関することで、その一部ですけども、先ほど（委員名）のほうからもありました社会保険未加入の問題が起きてもう既に3年がたって、残り期間がもう2年しかなくなっているんですね。そのためにゼネコンさんもいろいろ動いていて、対応してくれるゼネコンさん、あるいはいまだに対応してくれないゼネコンさん、いろいろさまざまです。また、受けるほうもどういっ

た体制で社会保険料を受け取るのか、受け取る資格まで持っていくのか、会社によっていろいろやり方も変わってきております。

ただ、もうここまで来た中で、実際に、例えば世田谷区役所さんは社会保険料を内訳の中できちんと見ていますよと、それは全然問題ないですよという状況なのか。

それからもう1つは、今公契約で最低賃金を上げていくという形で、担い手確保に向かってきているわけですね。その中で、実際に我々施工者が実施する内訳のもとになる公共工事設計労務単価がこの3年間で約30%上がっているんですよ。そういったものがきちんと国から都へ行って、また各自治体、区に行って、スピードをもっと上げていっているのかどうか、その辺もちょっと聞きたいところですね。

事務局 社会保険関係につきましては所管のほうで確認しておりますけれども、きちんと積算を反映する形で積算をしておるということで、回答しているところです。

委員 もう少し突っ込んで聞きたいんですが、どこに入っていますか。諸経費の中、一般管理費の中に入っているんですか。

事務局 一般管理費の中に入っています。

委員 だけれども、一般管理費の中に、例えば全体の労働者の社会保険料を見たとしても、そうすると受け取ったほうが、受注者側は全員払うわけではないわけですね、加入率というのがあるわけです。高齢者の方は入りたくても入れないまま現場で働いている。そういう人は受給資格がないわけですね、番号もとれないですから。そういう人たちについては、もう元請、発注者からも払う必要のない金額なんですね。それが一緒に一般管理費の中に入っているということは、では、単純にパーセンテージはこんなものだろうと、実際に現場で働く人たちの社会保険料を納める人たちはこんなものだろうという形の中で、100%のものを80%に見るのか、60%で見ていくのか、そういった分け方をしないと実際おかしな話になってしまうんですね。

ですから、話を聞きますと東京都さんも何か一般管理費に入っているみたいですね、別項目でないんですよ。

事務局 詳細について申し上げられないんですが、次回までにその点も含めて確認させていただきたいと思います。

設計労務単価につきましては、できる限り最新のものを反映した上で積算して、皆さんに公示させていただいています。また、もしその後大きな変動があった場合は、一応契約が変更できるような約款になっておりますので、もしそういった御要望があれば。

委員 スライド条項もありますからね。

事務局 ただ、スライド条項につきましては、基本的には1年以上の契約という形になっていきますので、該当する工事が限られてきてしまうとは思いますが、一応そういった形では対応させていただいているところです。

委員 ちょっと基本的な話ですが、まず、事業者の適正なチェックシートの提出について、我々事業者としてざっくりばらんな話をさせていただくと、大体建設会社というのは自分のところに直営の労務者を抱えている場合と、あとは外注労務を使って仕事を専門業者に分割で出していく、その2パターンが主なことではないかと思っています。自分のところの直営の作業員であれば労務単価はコントロールしやすいところがありますが、専門業者の外注になってきますと、要するにコントロールがほぼ不可能ではないかと考えているわけです。例えば、土木でさえ専門業者の数がふえてきますと、例えば防水工事とかその他もろもろの専門工事が出てきた瞬間に、労務単価のコントロールは難しいんじゃないかと思っているんです。

今、適正なチェックシートの提出を求めるといった場合に、そういうものを提出するのかもしれないけれども、そこで本当にコントロールし切って末端のところまで払われているかという確認まではできないのではないかと思っています。今、これをこのようなことで促すということですが、そこをコントロールされると逆に我々事業者としてはかなり厳しいと考えております。そういう実効性のあるものの適用ということですが、事業者からすると、基本的に僕は委員会に参加させていただくスタッフとして、このような労務単価の策定については賛同しかねるところが基本的スタンスとしてはあります。

会長 ほかにいかがでしょうか。事務局のほうにもきょうの議論を踏まえて準備をしていただいたり、それから、より具体的にこの諮問に対して検討をしていくところのステップをどう考えていくのか、どういう手順で進めていくのかということについても少し御検討をいただきたいと思っております。

そのこととも関係していきませんが、3番目の議題としての今後の進め方などについてということで、先ほど(委員名)からもございましたが、初年度ということもあり、いつ何をやるということではなくて、ものによっては並行的に議論するものもあるのではないかという御意見もございます。今後の進め方等につきまして、事務局のお考えがありましたらよろしく願います。

事務局 今後の進め方で、先ほども部会の関係、入札監視委員の関係は御説明して皆様のほうで御理解いただいておりますので、省かせていただきたいと思います。

なお、今後の日程等につきましては、私どももこの適正化委員会の中間報告を議会にしたりといったこともございますので、例えば報酬部会であれば、部会長と日程調整等を事務局とさせていただければと思います。また、入札監視

委員のほうは入札監視委員さんと日程調整で、あと、この大きい会を部会を決めた後どの程度やっていくとか、その辺も会長、副会長も含めまして今後の日程については、私どももこれから第2回定例会を迎えますので、それも踏まえて再度メール等で各委員との日程調整をさせていただければと思っております。

委員 前回同様、きょうは全員出席ですので、少なくとも労働報酬専門部会はきょう決めていただいたほうがいいんじゃないかと思うんです。

事務局 いえ、委員さんのほうできょう決めていただいても、私どもそれを持ち帰りまして、会場のセッティングであったり、これから始まる第2回定例会の関係等で、1度あいている日程を聞かせていただくのは今決めていただいて結構ですが、それをもとに開催できるものであれば検討させていただきますが、それが議会と重なっていたりという話になれば、また部会長さんと調整させていただきたいと思います。

委員 むしろ議会の後あたりに入れると。

委員 議会はいつからいつまでやるのですか。

委員 議会の後あたりに今から入れておいたらどうですか。時期によるでしょうけれども。

事務局 議会の日程は、今度議員さんが選挙で新しくなられて今ちょうど策定中です。予定では6月中旬から始まって下旬です。今、ちょっと事務局からお話し申し上げたのが、今回区長からの諮問がありましたので、ではどういう形で答申をするかというある意味逆算をしてお考えなければいけないかなと思っています。議論はいろいろ続くとは思いますが、本年度の諮問ということですから、本年度内に答申という形で持っていかなければいけないかなと思っています。

当然、条例に定められていることですから、当然私どもも議会の日程の節目の前ぐらいにある程度一定の報告ができるようにと思っております。ですから、ちょっとそこら辺、諮問の内容をどういう項目で絞るか、先ほど（委員名）からも御提案がありましたけれども、ちょっとそういう整理をかけて、例えば毎回毎回というよりは、例えばこの3カ月、4カ月の間で何回ぐらい開こうかというのをちょっと固めてからのほうが二度手間にならなくて済むかなと思います。それは労働専門部会の永山副会長がきょう決まりましたので、事務局のほうから御提案申し上げながら調整させていただければと思います。

委員 どのくらいの作業をするかという問題がちょっと、見当がつかないので。

事務局 それがかなり、何の項目をどう議論していくかという、そこら辺の共通認識を……。

委員 大きく2つあります。建築建設関係と委託関係の二領域があります。それぞれ特殊な問題も持っています。どう進めるかは、検討のための資料づくりや、ほかの自治体での動かし方を参考にし、世田谷区として適正な進め方を考えたいと思います。年度終わりに答申等を出すのでは、本年度スタートしているのに、ほとんどこの1年間何の改善にもつながらないということになるともったいないことになります。できるだけ早目に進めたいというのが希望です。

事務局 本当にお忙しい委員の皆さんばかりなので、なるべく手順の部分は私どもできるだけメールなり電話なりでやらせていただいて、御足労を余りいただかないように、議論は議論の場として設けて、ちょっとそこを切り分けて、事務的な部分と御議論の場をしっかり設けてやっていければと思っていますので。

委員 それに反対するつもりは全くないんですけども、ただ、多分皆さんそうで、それぞれ日程がどんどん、私で言えばきょうあたりは大体6月の末から7月の頭あたりの裁判の日程を入れているんですね。さっき入れたのは7月3日とか、きょうは月曜日だから7月13日の月曜日に入れているんですね。そういう形でどんどん入っていったってしまうので、もし可能であれば、多分6月議会が終わったところに第1回をやるとすれば、そのあたりにとりあえず2つぐらい労働部会の日を入れておいていただいて、皆さん方の御都合に合わせて会場とか何かがあればそれでやっていただかないと、もう埋まっていってしまうんですね。そのころになっていくと、もう入らなくなってしまうので。大体、裁判所のやり方自体、おおむね1カ月から1カ月半先を入れていくというのが弁護士の仕事の入れ方なので、できればその辺のところでも2つか3つか確保しておきたいと思っています。ということで前にもそういうふうにお願ひしたので、少なくとも報酬部会のほうだけは日程を、第1回でいいので置いておいてくださればいいと思います。議会の関係で、議会中にやるつもりもないでしょう。

事務局 私が申し上げたのは、まだ議会の日程が、いつからいつまでという会期が決まっていないんですよ。ですから、私どもと事務局で各委員さんにメールを出していただいてという。

委員 おおむねいつぐらいを想定しているんですか。

事務局 通常ですと、大体6月に2定がありますので、7月上旬ぐらいで日程だとあるんですが、その中でもやはり常任委員会とかがあるので、この日とこの日は除いてとか、それがまだ6月の、それも含めまして決定していないので、逆に、できれば今(委員名)がおっしゃったようにどんどん裁判の関係が入ってくるというのはあると思うんですが、7月の月上旬ぐらいでこの日のこの時間帯であればあいているというものを、私どもメールで一斉に流しますので、

それをいただいて、うちのほうで議会の日程が決まり次第そこに入れさせていただきたいと思っています。

大体、2定は例年だと6月中旬ぐらいになると思いますが、これはまだ決定しておりませんので何とも言えないので、その辺も含めまして、一斉にうちのほうでメール等で確認させていただいて、その中で各委員さんと私どもとこちらで合う日を、7月上旬であればその辺で流させていただくと。また日程が重ならなければ、またちょっと前後する形にはなるかと思いますが、ちょっとそういう形で、現時点ではまだ議会の日程が決まっておりませんので、お願いしたいと思っています。

委員 きょうはやむを得ないですね、そういうお話では。

事務局 済みません、新議員になってちょっとまだ議会自体のルールが。

委員 私も自分のことしかわからないので、おっしゃるとおりだとすればそれはそれで結構です。

会長 よろしいでしょうか。

それから、先ほど若干御質問等もありましたが、議事録の公表の問題であるとか、幾つかこの委員会としての運営上の確認の内容もあるかと思いますが、全体の委員会の運営につきまして、事務局のほうから何かございますか。

事務局 こちらにつきましては、先ほど委員会のほうで入札監視委員のほうはある程度要綱で議事録というよりも議事概要を公表しております。非公開の名簿は非公開という形にしておりますが、この検討委員会と報酬部会についてはどうするかは、参考までですけれども、入札監視委員のほうはそういう状況でございます。

また、適正化委員会を傍聴オーケーにするのかしないのか、あるいは報酬部会のほうも、議事録とともに傍聴オーケーにするかどうかは、こちらのほうで御議論していただければと思います。

会長 これは原則公開で、議事の内容いかんによってその回については非公開にするということも含むということによろしいですよ。

事務局 可能です。

委員 公契約ということですから、できるだけ条文の中にも透明性とか公平性、公開を旨とするのが活動の原則だと思います。それはそれで、出してはまずい事業者名だとか個人名があります。そういう場合は発言者がそれぞれ、工夫はできると思います。そういう意味でできるだけ透明性の高い運営をする方向で議事録もおつくりいただければと思います。

会長 会議のほうはいかがですか。

委員 会議のほうも、特にこういう議題があるので今回はごめんなさいねというときはしょうがないと思いますけれども、そうでない限りは、別にこの事

業者がどうだこうだという議論を特別にするということを予定していないので公開でも結構だと思います。

会長 まず、会議のほうは原則公開、議事内容によってはそのとき、時間帯によって分けるときもあるのかもしれませんが、その際には非公開とすることもあり得ると。それから、議事録のところにつきましては、きょうもございましたけれども、議事概要的なものと、それから各委員に手を入れていただいたりとか、文言としてきちんと整理された、要は内容を変えるということではなくて、わかりやすい文章にした議事録ですが、議事録まで公表していくのかどうかですけれども、これについてはいかがでしょうか。少なくとも、議事概要については公表するとして、恐らく委員のお名前のところはない状態で、丸や記号になったりするかとは思いますが。

それから、先ほど（委員名）からございましたけれども、個人、業者等が特定されるようなものについては秘匿といいますか、黒丸が入っているような形かと思えますけれども。

委員 各委員の校正を経て公開されたらいかがですか。

会長 これについて、事務局は特に何か。

事務局 私どもは決定していただければ。ただ、傍聴が可能となると、ホームページ上で何月何日にこういう部会をやりますのでどうぞというものを流さないといけなくなりますので、その辺だけ御承知いただければ。要するに、区民全体に周知して、そこに傍聴しに来る人はそれを見て来るという形になります。

会長 それは期限が1カ月とか決まっていますか。

事務局 まだこれの傍聴規則というか要綱をつくっていないので、傍聴可能ということであれば、適正化委員会の傍聴要綱をつくりまして、何カ月前までに区民に周知するという形で傍聴可能ですよというのをまたホームページで流します。やはり傍聴可能ですとこういった小さい会議室ではできませんので、ある程度大きい会議室で、それなりの人数が来ても大丈夫な場所をセッティングするような形になると思います。

委員 世田谷区で、ほかの委員会などで傍聴規約が既にあるものはあるんですか。

事務局 あります。審議会ですとかその辺では、ほとんど傍聴はしています。

委員 それは事前登録制みたいな感じになっているんですか、それともいきなり来てオーケーですか。

事務局 事前登録です。事務局に参加しますというか、傍聴させてくださいと。原則、傍聴の方は御意見とかは言えませんがということを当日説明させていただいて、傍聴していただきます。

委員 労働報酬専門部会は、ことしは非公開にさせていただいたほうがいいんじゃないかと思います。とりあえず1年間やってみないと、フランクな議論ができなくなってしまうのではないかな。特にお金が絡みますので、そうしていただければと思います。

事務局 事務局としては、今(委員名)がおっしゃったように、傍聴にふさわしいとかその辺も、1回目は傍聴オーケーなのに2回目はなぜだめなんだという話になりますと、それはおかしいんじゃないかと来てしまいますので、できれば、それこそ1年間は傍聴は据え置くのか、もう1年目からオーケーにするのか、ここで決めていただいてやっていただければと。ただ、1回傍聴をオーケーにしますと、先ほど申し上げたように2回目がなぜだめなのか、3回目はなぜだめなのかとなってしまうので、傍聴を1回認めるといことはずっと傍聴を認めると。ただ、先ほど言ったように、傍聴できないものについては時間帯をちょっとずらすとか。ただ、その場合でも区民からは今厳しい目がありますので、何でその後の時間帯のものは傍聴がだめだったのかというのを我々は当然報告する形になります。その辺では、本当に傍聴がオーケーなのかどうかを御議論していただければと思います。

会長 そういたしますと、まずはこの委員会についての会議の公開、それから議事録公表等については、今御意見いただいたような方向で少し事務局で検討していただいて案を出していただく。それから、労働報酬専門部会のほうに関しましては、近々にという話ではなくて7月というぐらいの話ということですが、その1回目の専門部会においてその方針を決めていただくということでしょうか。

(「結構です」の声あり)

委員 1回目の労働報酬部会に要望というか、前回もお願いをしているんですけども、会議になってからまたそのとき資料提供を依頼するのでは、結局また何度も会議を開くということになるので、できれば事前に、もしくは当日までには御用意をいただきたいと思います。

既に先行して公契約条例ができている自治体が今十数自治体あるかと思いますが、ここで実際に報酬下限額が建築、あとは委託、あとは見習工も含めて決定されているかと思いますが、少なくともこれは公表されているものなので一定整理したものは御用意いただきたいということ。

あと、世田谷区で委託に関して言うと、相当幅広い業種にわたっているということなのでいくと、そもそもどんなお仕事で、どんな業務をされている方が今回の公契約条例の対象になっているのか、正直言うと僕もよくわかりません。ですので、余り細かいことを聞きたいわけではなくて、例えば、主に印刷なのか、施設管理で清掃の方がいらっしゃるのか、大分類で結構ですので、どうい

うお仕事でどういうのを想定しているのか、一定整理をして御提出していただきたい。

これも前回の委員会でも出ていましたが、区では、非常勤職員の業種、200職種、2000人ぐらいの方がお仕事されていると聞いております。委託業務に該当するかどうかもありますが、余り何とかAとか何とかBのことを細かく聞きたいわけではなくて、おおむねこういうお仕事をしている、例えば資格のある方はこれぐらいの賃金を払っているとか、何か一定整理したものを参考にさせていただきたいので、1回目の報酬専門部会に御用意をいただきたいということでお願いします。

あと、今回も次第は当日見させていただくんですが、事前に次のこの部会、もしくはこの会議はこういう内容のことを議論するのでということを事前にお送りいただければいろいろ考えることもできるので、できればお願いしたい。以上です。

事務局 わかりました。

申しわけございません、今回の次第がちょっとおくれましたのは、私ども区のほうの人事関係であったり、その辺がちょっとぎりぎりまで上がらなかったもので、次第等についても上との相談がぎりぎりまでできませんでしたので、その辺について、次第がおくれたこと等についてはこの場をおかりしておわび申し上げます。

委員 2点目幾つかの資料的なものについては。

事務局 それにつきましては、これから持ち帰りまして、どの程度まで非常勤の報酬が人事サイドでも出せるのか、どういう区分になっているのかもちょっと確認させていただきながら、示せる範囲内で考えていきたいと思っております。

事務局 1点確認なんですが、これから労働報酬専門部会でどうやっていか、どういう項目をどういうスケジュールで詰めていくかという中で、次回、今おっしゃったような資料というお話なんですが、その項目ごとで御用意するものはしていくということによろしいんですね。

委員 ちなみに、反対に、1回目は例えば建築だけ、それとも次のときに建築と委託の両方検討できるというイメージですか。

事務局 それは多分部会の委員の方たちとどういう進め方でというルールが決まって、では建築とこれを用意しましょうねという話になってくると思いますので、そこら辺はメールのやりとり等で御意見をいただいて、過不足ないような形で。

委員 可能なものであれば早目に出していただくことは、全然僕は構わないですけれども。

事務局 普通にホームページで見られるようなものとかというのであれば。

委員 どちらにしても、使うものは大体決まっているので事前に用意いただいたほうがいいと思います。

委員 多分、建築関係は設計労務単価があるので、それを基準にどう考えるかってそんなに難しくないんですよ。それで、たしか2000万円以上のいわゆる公共事業以外のそういう大きなものはどういうものがあるって、どういう職種が入っているのかというあたりがわかると、その職種が世田谷区の非常勤では幾らぐらいなのかとか、あるいは民間では幾らぐらいなのかということになってくると思うので、おおむね契約、いわゆる建設工事以外の分野が2000万円を超えるのはどれぐらい適用があって、それにどういう職種があって、その職種は世田谷区では非常勤としてどういう人、どういう賃金を払っているかという対応なんですよ。だから、20契約あれば20契約分の一覧表を出してもらって、それにどんな職種が入っているかを書いておいてもらって、その職種は世田谷区では非常勤として幾らぐらいなのか。それを職種別につくるのか、あるいは全部くくって1つにするのかのあたりが論点なのかなと思っていますので、いずれは必要になるとすれば着手していただいて出していただいて、不足があればそういう欄も埋めてもらうという形で。だから、今私が言ったような形になるのじゃないかなと。

先ほどのどういう契約があるんですかというのが最初なので、そこがスタートになって、そこに対する職種、賃金ということで、それはもうピックアップしてもらえば出てくる。ただ、どこまで出せるかについてはまた区の方のお考えもあるでしょうから、出せない部分もあれば出せないということで結構だと思うので、とりあえず一覧表をつくり始めてほしいんですよ。要するに2000万円を超えるいわゆる委託、指定管理はどうするのかを含めてですけども、その辺で対象となる契約、職種、その賃金とすれば、いずれはそれが必要になってくるので、遅かれ早かれ、そこに行くのにそんな長い時間がかかるとは思わないので、建築は建築で議論し、今のは今ので議論し、同時に決着できるようにしたいというのが私の意向です。

事務局 おいおい議論をどう詰めていくか御相談をしながら資料のほうもということ。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 もう1つ言えば、委託関係にも予定価格は一応つくられるのですよね、委託のほうも。予定価格をつくる際の基準見積もり賃金は、区内ルールというか、大体の積算原単位を持っておられるんですか。例えば清掃なら清掃で。

事務局 委託関係については、個別に見積書を数社とりまして、その中で区が決定していくという形です。

委員 見積書の中に賃金なら賃金の項目が出てくると。

事務局 当然、例えばこのビルを清掃委託しますよ、では見積もりを上げてくださいますと。それが数社上がってきて、その中で区としてこういう業務があつてこうですから、ではこの予定価格でいきましょうという形の設定の仕方です。

委員 それは総価方式で出てくるということですか。合計の金額で出るという意味ですか。

事務局 見積もりですから、合計金額です。

委員 内訳はないですか。

事務局 内訳は細かいところまではないかもしれませんが、ある程度総価契約で来ますので。

委員 最終的には総価契約ですが、やはり見積もりの中の内訳はわかるんですか。

事務局 各事業者によって違いますけれども、内訳は書いてあります。

委員 区のほうとして、およそこのくらいという見積もりは持っておられないのですか。

事務局 ですから、それは今までのここをやってきた価格と、ことし所管から上がってきている見積もりを照らし合わせまして、予定価格として決定しています。

委員 要は、これまででいくと建築みたいに積算方式ではなくて、一定実績のある事業者に見積もりをとった見積もりの、結果として見ると総額が何ぼかで見えているから、その中の労務費がどうなっているかまで余り考えていないわけですよ。

事務局 細かい内容については。例えば、清掃であれば平米単価であったり、そういう形で事業者の方は上げてきますので、それをもとに区のほうで決定していくということです。

会長 積算単価から予定価格が定まっていくものと、今のような話のものとかかなりいろいろとあるので、そこら辺の状況を我々もきちんとつかみながら、その中でどういうことがという。

委員 今言った積算単価ということですがけれども、例えば、建設関係ですと、いわゆる歩掛かりというものがあるわけですね。例えば100平米をやるのに何人工かかりますという歩掛かりがあるわけですね。それは、例えば今の入札制度ではほとんどブラックボックス化されていて、何人かかるかということとはわからないんです。例えば、平米幾らという単価がありますけれども、その平米単価の数字を出すために、例えば100平米やるために何人工かけているかということについてはブラックボックスなんですね。そこについては、区役所さ

んがどのような平米単価で、何人工かけているかということとはわからないわけですね。それは、例えば開示請求をかけて中身を見ない限りわからない。我々もわからないわけですね。事業者さんというか発注者さんが持っておられる単価というものはこれぐらいであろう、大体我々はこれぐらいだろうというすり合わせを入札ではやっているわけですね。

ですので、そういう平米単価は出ていますけれども、実際の建設関係においてすら、そういう労務単価というものはよくわかっていないというのが実情だと思っています。

委員 歩掛かりの調査というのは国土交通省が5年ごとにやっているんですね。

委員 そうなんです。それは歩掛かりというものはもちろんありますけれども、歩掛かりがこのようなものだということも大体は想定できているんですけども、実際そこで世田谷区さんが持っている歩掛かりと我々が考えている歩掛かりが正しいかどうかわからないんですね。

委員 その中で、先ほどのお話のとおりAという資格の人には時給幾らとか、Bという資格の人には幾らというのはどう連動させるかって結構難しいですよ。

委員 そうなんです。だから、我々入札するときには、例えばお役所さんで積んでいらっしゃるその単価の総価を見ますね。我々は我々で、独自に自分で歩掛かりをつくるわけですね。例えば、この工事に対して100平米で設計では10人工かけられるところを、うちでは8人工でできますとか、そこで乖離が出てくるわけですね。そこがこの会社の利益代になるわけですね。だから、そこで例えば労務単価のチェックをされるというのは困るというか、非常に困るというか。

委員 だけれども、この条例はそういう仕組みを。だから、やっぱりよく議論しないと、おっしゃるとおりだよ。

委員 そうなんですよね。だから、そういう労務単価の縛りをかけられると、我々はもうどうしようもないというのが正直あって、そのベースのところ。

委員 いや、だからこそ適正な入札価格を設定しないと、払うほうだけ、だからそういう意味ではある程度一定高くならざるを得ないのかなと思っているわけです。

委員 ですので、適正な価格というのは、例えば労務単価と経費率だけで決まってくるんですね。歩掛かりというのはほぼみんな一緒なんです。例えば、国交省で決めている施工の労務単価、例えばコンクリート工事ですとか型枠工事ですとか鉄筋工事、そういったものは歩掛かりがもう決まっています。それに対して労務単価の単価だけを乗せて価格を変えていくわけです。その労

務単価がアップしていくのと、あとは経費率をアップしていく、これ以外予定価格は上がらないんです。ですので、そのところで例えば労務単価が縛られても困る。

委員 だから、ある意味で経費率も含めたトータルの入札価格を考えないと、労務単価を決めても守れないですよ。だから、その辺をトータルでどうするかというのが、やっぱりそれが公契約だと思うんですよ。だから、業者の方の適正な利益を乗せて、しかも労働条件を守らせるということが目的だと。そうしないと、地元の業者が参入できなくなっちゃいます。一番最初に区長がおっしゃっている区内産業の振興、地元の業者がまずとって欲ないと先に進まないわけで、さっきの入札条件としての本店があるとか、支店ではだめだとかというあたりもその辺と絡んでくるので。

委員 あと、予定価格に対する最低制限価格が設定されますね。最低制限価格が設定されると、要するにどこを削るのかという話になるわけです。例えば、工事費のところでは削るのか、経費のところでは削るのか。最低制限価格が設定された中で、削るところというと工事費じゃないかとか、経費のところではないかという話になるわけですね。それが要するに適正な競争ということになるわけですから、その辺のところではいろいろと意見があるところですね。

委員 ものによっては入札にかかわる方式を総合評価方式に変えたりしています。端的に言えば予定価格の上限拘束性を少し弾力化するという意見は随分前から言われています。それを実際にどう行使するかは難しいところがあると思います。その辺をあわせた議論をしていかないと、本当の改善は見えないと思います。ぜひ適正化委員会の中で議論したいなと思っていますところですよ。

会長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

それでは、その他がありますけれども、何かございますか。

事務局 先ほど申し上げましたように、部会の日程については、議会が決まり次第、各委員さんにメールをさせていただきますので、よろしく願います。以上です。

会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして第2回の公契約適正化委員会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。